

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		22,158	1,830,444,819
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		253	7,871,465
債 務 控 除 額		11,660	188,547,341
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		2,446	10,907,927
課 税 価 格		22,162	1,660,676,870
相 続 税 額	算 出 税 額	21,885	266,730,857
	2 割 加 算 額	2,088	3,458,292
	計	21,885	270,189,151
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	1,032	1,093,419
	配 偶 者	3,961	75,771,547
	未 成 年 者	330	96,364
	障 害 者	336	330,589
	相 次 相 続	894	1,632,181
	外 国 税 額	9	635,158
	計	6,188	79,559,258
差 引 税 額		18,991	190,629,893
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		98	469,732
小 計		18,988	190,160,161
納 税 猶 与 額		737	11,690,929
納 付 税 額		18,755	178,469,232
還 付 税 額		42	72,279
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		7,609	619,250,000

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 13 年分	22,784	1,890,652,208	375,227,772	121,606,860	19,515	219,524,123	7,775
平成 14 年分	21,697	1,671,910,873	295,447,643	88,419,521	18,500	182,070,331	7,465
平成 15 年分	21,643	1,630,320,494	261,149,087	76,867,841	18,302	165,067,520	7,451
平成 16 年分	21,204	1,536,355,651	232,081,303	71,174,067	17,972	147,516,964	7,266
平成 17 年分	22,162	1,660,676,870	270,189,151	79,559,258	18,755	178,469,232	7,609

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
大 津	330	18,593,189	266	1,161,977	113
彦 根	106	5,891,266	84	359,490	41
長 浜	86	5,678,442	71	424,318	34
近 江 八 幡	128	9,061,277	105	976,729	48
草 津	265	16,488,178	219	1,213,392	99
水 口	54	4,637,879	45	457,777	22
今 津	14	1,400,594	13	70,813	6
滋 賀 県 計	983	61,750,825	803	4,664,496	363
上 京	277	18,006,479	244	1,446,194	94
左 京	350	25,699,605	295	2,804,079	116
中 京	196	11,864,209	170	1,090,067	63
東 山	204	14,405,659	179	1,319,163	73
下 京	264	19,837,815	229	2,082,065	79
右 京	680	52,900,911	566	4,973,982	236
伏 見	307	22,107,862	245	1,604,244	102
福 知 山	78	4,255,270	65	160,975	30
舞 鶴	110	6,788,124	96	413,961	41
宇 治	558	35,475,395	451	2,725,382	195
宮 津	27	1,680,836	24	133,600	10
園 部	69	7,421,517	56	947,386	27
峰 山	7	242,633	7	9,611	2
京 都 府 計	3,127	220,686,315	2,627	19,710,708	1,068
大 阪 福 島	85	5,066,413	74	413,826	31
西 港	86	6,666,993	69	724,324	28
天 王 寺	88	4,844,071	77	390,321	31
浪 速	168	10,211,401	147	926,159	49
東 淀 川	67	4,040,569	57	311,379	24
西 淀 川	81	4,784,114	74	386,211	27
東 成	87	5,719,479	81	535,526	25
生 野	138	10,703,544	125	1,065,402	46
旭	195	12,510,058	168	1,031,514	74
城 東	190	14,481,519	173	2,180,361	56
阿 倍 野	240	28,299,719	211	6,985,056	77
住 吉	233	22,992,696	198	3,128,558	84
東 住 吉	327	27,110,459	291	3,123,378	115
西 成	85	6,104,813	73	920,452	27
東 淀 川	224	14,890,179	198	1,338,319	72
北	79	4,641,200	72	482,302	26
大 淀	78	6,318,729	67	1,057,503	28
東	77	6,671,631	66	1,099,546	28
南	81	10,495,557	67	3,183,494	35
堺	734	62,802,706	635	7,164,897	255
岸 和 田	265	19,706,376	211	2,192,447	92
豊 能	963	84,718,236	846	12,407,746	317
吹 田	590	45,928,353	513	4,874,673	189
泉 大 津	250	16,346,110	199	1,056,625	93
枚 方	720	54,670,763	602	6,076,334	243
茨 木	718	53,936,646	611	5,728,684	244
八 尾	655	50,620,364	559	4,849,971	209
泉 佐 野	240	12,014,022	185	449,886	85
富 田 林	608	41,146,443	507	3,184,143	220
門 真	518	34,428,663	452	3,781,790	156
東 大 阪	563	41,432,441	486	3,864,396	186
大 阪 府 計	9,433	724,304,267	8,094	84,915,216	3,172
灘	121	8,657,184	109	1,134,184	46
兵 庫	293	17,937,125	234	1,307,878	101
長 田	60	3,699,279	53	232,437	23
須 磨	361	29,136,783	308	3,429,619	127

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
神戸	108	8,210,693	95	747,494	41
姫路	794	56,876,060	656	5,123,184	278
尼崎	380	40,586,449	326	5,943,804	130
明石	477	29,840,634	399	2,212,272	158
西宮	1,061	79,668,000	934	7,949,885	366
洲本	129	8,201,271	109	674,663	41
芦屋	582	64,346,085	504	12,213,861	195
伊丹	420	30,650,883	354	2,609,397	139
相生	107	6,588,531	96	399,292	36
豊岡	107	7,546,898	86	600,733	35
加古川	403	20,006,902	322	1,032,190	130
龍野	141	10,896,754	121	1,073,714	47
西脇	42	2,056,660	32	75,340	14
三木	82	6,218,635	69	561,904	28
社	113	9,052,011	93	1,278,213	40
和田山	28	1,427,389	23	84,695	9
柏原	61	3,450,392	49	162,790	23
兵庫県計	5,870	445,054,618	4,972	48,847,546	2,007
奈良	1,029	70,340,503	847	6,253,576	364
葛城	496	39,152,129	404	3,491,664	196
桜井	127	9,515,586	103	648,025	46
吉野	33	6,307,170	26	1,263,423	13
奈良県計	1,685	125,315,388	1,380	11,656,688	619
和歌山	479	50,377,269	387	6,680,215	184
海南	89	5,912,359	72	423,033	30
御坊	60	3,650,616	53	186,975	18
田辺	134	6,744,160	111	407,685	45
新宮	55	2,157,869	46	76,153	15
粉河	171	10,655,346	145	634,905	64
湯浅	76	4,067,838	65	265,612	24
和歌山県計	1,064	83,565,457	879	8,674,578	380
総計	22,162	1,660,676,870	18,755	178,469,232	7,609

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 22,172	千円 1,659,842,708	人 18,750	千円 178,133,148	人 7,609	
	修正申告による増差額	269	3,495,200	487	1,039,395	236	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	153	2,661,038	235	703,311	117	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 22,162	1,660,676,870	実 18,755	178,469,232	実 7,609	
過 年 分	申 告 額	406	17,119,575	378	1,397,225	182	
	修正申告による増差額	4,413	71,717,543	6,296	15,173,484	2,463	
	更正による増差額	22	2,701	24	28,092	13	
	更正等による減差額	1,071	18,030,447	1,312	5,844,387	614	
	決 定 額	3	173,173	3	19,202	2	
	計	実 430	70,977,143	実 706	10,773,616	実 183	
合 計	申 告 額	22,578	1,676,962,283	19,128	179,530,373	7,791	
	修正申告による増差額	4,682	75,212,743	6,783	16,212,877	2,699	
	更正による増差額	22	2,701	24	28,092	13	
	更正等による減差額	1,224	20,691,485	1,547	6,547,698	731	
	決 定 額	3	173,173	3	19,202	2	
	計	実 22,592	1,731,654,013	実 19,461	189,242,847	実 7,792	

調査対象等： 「本年分」は、平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	18	4,220	111	12,790	-	-
過 年 分	4,903	1,024,120	363	114,027	301	929,010
合 計	4,921	1,028,339	474	126,816	301	929,010

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1億円以下	1,605	135,124,607	1,697,487	653,156	1,881,104	3,749
1億円超	3,629	510,320,843	2,003,891	3,098,623	20,240,278	11,671
2 "	1,155	279,755,980	454,357	1,938,419	22,259,927	4,092
3 "	754	286,630,229	1,299,482	2,139,630	36,341,576	2,611
5 "	249	144,093,042	840,556	972,099	22,375,347	932
7 "	112	91,607,922	30,625	664,648	16,952,965	435
10 "	76	101,057,833	512,897	1,090,766	23,942,651	278
20 "	13	31,292,822	913,174	177,265	8,735,117	52
30 "	13	45,220,249	114,916	166,887	12,778,814	51
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	2	17,683,270	-	-	8,425,893	7
100 "	1	17,055,911	-	-	4,199,478	2
合計	7,609	1,659,842,708	7,867,385	10,901,492	178,133,148	23,880

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	32	300	536	571	166	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	35	224	750	1,293	857	312	102	27	16	5	1	7
2 "	12	55	183	371	334	107	47	18	8	9	2	9
3 "	9	34	113	245	229	86	16	13	5	2	1	1
5 "	1	7	27	88	75	30	12	2	4	1	-	2
7 "	-	1	13	37	33	15	7	3	2	-	-	1
10 "	1	5	6	23	25	10	3	1	1	1	-	-
20 "	-	-	1	4	3	4	1	-	-	-	-	-
30 "	-	-	4	1	3	3	1	1	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	90	626	1,634	2,634	1,726	567	189	65	36	18	4	20

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田 (耕作権及び永小作権を含む。)	2,194	124,211,191
	畑 (")	1,641	42,577,583
	宅地 (借地権を含む。)	7,095	547,200,278
	山林	1,557	12,511,106
	その他の土地	1,471	46,706,482
	計	7,214	773,206,639
家屋、構築物		6,825	96,559,017
事業(財産)用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	955	3,562,797
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	210	1,251,050
	売掛金	230	1,743,986
	その他の財産	473	4,934,907
	計	1,272	11,492,739
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,646	77,112,415
	同上以外の株式及び出資	5,082	138,201,557
	公債及び社債	1,698	40,188,364
	投資・貸付信託受益証券	2,461	53,593,163
	計	6,071	309,095,500
現金、預貯金等		7,552	428,608,916
家庭用財産		5,323	2,827,779
その他の財産	生命保険金等	1,877	63,568,524
	退職金及び功労金等	709	32,662,410
	立木	338	816,415
	その他の	6,438	110,825,865
	計	6,700	207,873,213
合計		7,603	1,829,663,803
相続時精算課税適用財産価額		192	7,867,385
債務		6,473	168,307,786
葬式費用		7,372	20,282,186
計		7,535	188,589,972
差引純資産価額		7,609	1,648,941,216
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		1,273	10,901,492
課税価格		7,609	1,659,842,708

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。